

平成 28 年 5 月 2 日

平成 28 年熊本地震により被災されたお客さまに対する  
ガス料金の特別対応について

日本ガス株式会社

このたびの平成 28 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。  
平成 28 年 4 月 14 日以降の熊本地震により、熊本県 45 市町村に災害救助法が適用されました。これを受けて当社は、この地震で被災された方が、当社の供給区域内で新たにガスをご使用になる場合、ガス料金の特別措置を講じるために、4 月 28 日に九州経済産業局にガス事業法 20 第条ただし書に基づく「特別供給条件認可申請書」の届出を実施し、同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成 28 年熊本地震に関連して災害救助法が適用された地域<sup>※1</sup>において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難し、新たにガスの使用を開始するお客さま  
(お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます)

2. 特別措置の内容

1) 適用対象となるお客さまの早収期間経過後も早収料金を適用

平成 28 年 4 月、5 月および 6 月検針分のガス料金のお支払が早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

2) 適用対象となるお客さまの支払い期限の延長

平成 28 年 4 月、5 月および 6 月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ 1 ヶ月延長いたします。

※1：災害救助法適用地域（平成 28 年 4 月 28 日現在）

熊本県 45 市町村

以 上